

意見公募要領

1 意見募集対象

「電気通信事業分野における競争状況の評価 2014（案）」

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口にて配布します。

3 意見提出方法

意見書又は意見提出フォームに氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号、FAX番号又は電子メールアドレス）を明記の上、以下のいずれかの方法により、様式に従い日本語で提出してください。

（1）電子メールの場合

電子メールアドレス：telecom-review_atmark_ml.soumu.go.jp
総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

- 注1 スпамメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。
- 注2 ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）として提出してください。
- 注3 電子データ容量が5MBを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

（2）FAXの場合※

FAX番号：03-5253-5838
総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

（3）郵送の場合※

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館
総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

※ 意見をFAX又は郵送で提出する場合、別途意見の内容を記録したディスクでの提出をお願いすることがあります。その場合の磁気ディスク等の条件は以下のとおりです。

- 光ディスク : コンパクトディスク
- ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル

又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）

- ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名記載のラベルを貼付してください。

なお、送付いただいたディスクは、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

（４）電子政府の総合窓口 [e - G o v] を利用する場合

添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、（３）の方法により提出してください。

4 意見提出期限

平成 27 年 9 月 4 日（金）17 時必着（郵送の場合は、同日付け必着とします。また、意見の受付締切時間終了後においても、意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受け付けはいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。）

5 留意事項

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者の属性（個人で意見提出された方の属性を含みます。）を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意 見 書

平成 2 7 年 月 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名^{注1}

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信事業分野における競争状況の評価 2014 (案)」関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

注 3 別紙には意見の対象となる頁を明記すること。

(記入例)

領域	頁	意見
第1編定点的評価 第1章	2	<p>【総務省案】</p> <p>1.2 移動系通信（携帯電話、PHS 及び BWA。以下同じ。）の契約数について、利用者視点からの実態と乖離したものとならないよう、図表 I - 1 のとおり、単純合算ではなくグループ内取引調整後の数値を中心に分析・評価を行うとともに、特段の記載がない限り当該契約数についてはグループ内取引調整後の数値とする。</p> <p>【意見】</p> <p>*****</p>
第1編定点的評価 第2章	52	<p>【総務省案】</p> <p>3 ISP 市場における市場支配力に関しては、事業者別シェアは均衡していること、ISP 市場への参入は比較的容易であること、事業者変更のためのサービス変更コストも移動系通信サービス等に比して高くないこと（メールアドレス変更等の乗換えの障壁も WEB メールの普及等により低下。）等も踏まえれば、単独又は協調して市場支配力を行使し得る地位にある事業者は存在しない。</p> <p>【意見】</p> <p>*****</p>